



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 日 建 工 学 株 式 会 社  
代表者 取締役社長 行本 卓生  
(コード番号 9767 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役財務部長 皆川 曜児  
(TEL 03-3344-6811)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

**1. 当社及び子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社グループでは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを継続的に確保するため行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」を制定しを定め、コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進方針の作成・改定、体制の維持・管理、教育・啓蒙を統括しています。

また、「内部通報制度」に基づいた通報窓口を設置し、監視体制を整備して違反する事実が無い早期発見と是正に努めております。

定期的に内部監査部門による監査を実施し、これらの実効性を確保するために体制の見直し、強化を図ってまいります。

**2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、取締役の職務の執行に係る重要会議である取締役会、部長会の議事録を社内規定により保管及び管理しております。その他の重要な職務の執行に係る情報については、すべて稟議規程、文書取扱規程に則り文書化され、保管及び管理しております。

法令、社内規定の定める保管期間が終了した文書等は、確実に裁断あるいは消去いたします。

### 3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理規程により社内各部署において関連するリスクの洗い出し、リスク額の算出、リスク額軽減の対策を検討し、半期に一度取締役会に報告することとしております。

取締役会はその結果の妥当性、対策の有効性などを検討し、速やかにリスク回避に努め、損失を最小限に食い止めるための対策を講じております。

また、大きな損失の発生の可能性が明らかになった場合、速やかに社長にまで報告が上がる体制を構築して、速やかな危機管理につなげ、損失拡大の防止と企業価値の保全に努めるものとしております。

### 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われる体制を確保し、業務の専門化・高度化を図っていくために自主性を重んじながら、業務の適正を確保する体制についてはできる限りグループにおいて同一の体制を取ることとしております。さらに、子会社管理規程を定め、それに則って子会社の役員人事、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。また、「コンプライアンス・マニュアル」「リスク管理規程」については同一の規程を使用して子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に努めております。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補助する使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役からの指示の実効性を確保します。

また、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとして取締役からの独立性を確保し、当該使用人の人事異動、人事考課については監査役会の意見を聴取し、尊重するものとしします。

## 7. 監査役への報告に関する体制

### (1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとします。

### (2) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

### (3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。

### (4) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担するものとします。

### その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要に応じて、重要な会議に出席することができ、また意見を述べるることができるものとしております。さらに、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができる体制にしております。

## 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築するとともに、不備があれば必要な是正を行います。

## 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コンプライアンス・マニュアル」において反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切関与

しないことを基本方針としております。反社会的勢力及び団体との関係を根絶するため、不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、管理部を対応統括部署として不当要求防止責任者を選任し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素から外部の専門家や専門機関との緊密な連携関係を構築します。

以上